

# 参考資料

平成21年1月9日  
金融庁総務企画局

# 経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第1次報告—グローバル化の活力を成長へ—」(平成 19 年 5 月 8 日)(抜粋)

## 第Ⅱ部 真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

(略)

### (4) 決済システムの戦略的強化

- ① 決済システムは証券決済と資金決済が一体として効率的に機能することで、経済全体の信頼と安定に大きく寄与する重要なインフラとしての役割を担っていると同時に、それ自体が金融ビジネスとしての可能性を秘めている。安定的かつ効率的で、外国とも円滑にアクセスできる決済システムの存在は、国際金融センターが備えるべき最も基本的な要件の一つである。このため、英語標記やSWIFTへの対応等、決済システムの国際標準化を図るとともに、決済期間の短縮化(国債・株式取引における決済期間を、現在の取引日+3日から取引日+1日に短縮)、利便性の向上(金融EDIの実現)、危機管理体制の強化(バックアップ体制や業務継続体制[BCP]の整備)等、決済システムの戦略的強化を早急に行うべきである。
- ② 決済システムのリスク管理を強化する観点から、決済システムに対して適切なモニタリングを行なうための関係当局の連携のあり方を明確化すべきである。また、決済システムの運営主体の意思決定や適切なガバナンスを確立する観点から、運営主体の自律性と責任能力を強化すべきである(株式会社化等)。
- ③ 諸外国との決済の円滑化を図るため、清算・決済機関の国際的な連携強化を図るべきである。

(略)

2. プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。

(略)

### (2) ナローバンクやキャプティブ保険を可能とする特定免許の新設

- 金融取引や企業活動の多様化・高度化が進む中で、ナローバンク(決済専門銀行)やキャプティブ保険等、従来の業法が想定していなかった新たな金融サービスに対するニーズが高まっている。このため、銀行、保険について、フル免許ではない簡易な特定免許を新設し、これらによる新たな金融活動を行なうことを可能とすべきである。

金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ 中間論点整理(第一次)」  
(平成19年6月13日)(抜粋)

Ⅱ. 検討課題

(略)

2. 制度を含むインフラ

(略)

(2) その他の制度インフラ

・ 決済システム

一 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、その安全性、効率性及び利便性の高さは、金融・資本市場の国際的な競争力を左右する極めて重要な要素の一つである。

現在、決済システムについては、資金決済における日銀ネットの次世代RTGS(Real Time Gross Settlement:即時グロス決済)化や、証券決済における株券等のペーパーレス化等、その改善に向けた取組みが進められているが、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を強化するためには、情報通信技術の高度化、金融・資本取引のクロスボーダー化等の流れに対応し、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

今後、決済システムの強化に向け、関係者が主体的かつ積極的に取り組んでいくことが期待されるとともに、決済システムに関する様々な論点につき、引き続き幅広い観点から専門的な検討を進めていく必要がある。

(略)

Ⅲ. おわりに

(略)

- これらの課題を実現するためには、実効性ある推進体制を構築する必要がある。こうしたことから、金融・資本市場改革に関する幅広い課題を、例えば、「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称)」という包括的なパッケージとして、内閣の重要課題と位置づけ、それぞれの課題の優先順位、実施時期の目標等を可能な限り明確にし、できるものからスピード感をもって取り組むべきである。
- 特に制度的な対応が必要となる課題については、今後、金融審議会では整理した上で、適切な場において、法制面等を含め更に検討を深められたい。

## 市場強化プラン(金融・資本市場競争力強化プラン) (平成19年12月21日)(抜粋)

### I. 信頼と活力のある市場の構築

#### 3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

##### (1) 資金決済システム

資金決済システムについて、平成23年度を目標として大口資金取引のRTGS(即時グロス決済)化に向けた取組みを進めるとともに、平成23年度に稼働開始予定の第6次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応などの取組みを推進する。

##### (2) 証券決済システム

証券決済システムについて、平成21年1月を目標とした株券電子化の円滑な実施に向けた取組みを進める。その後、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、STP化の促進やレポ市場の拡大等に向けた市場関係者間における検討を推進する。

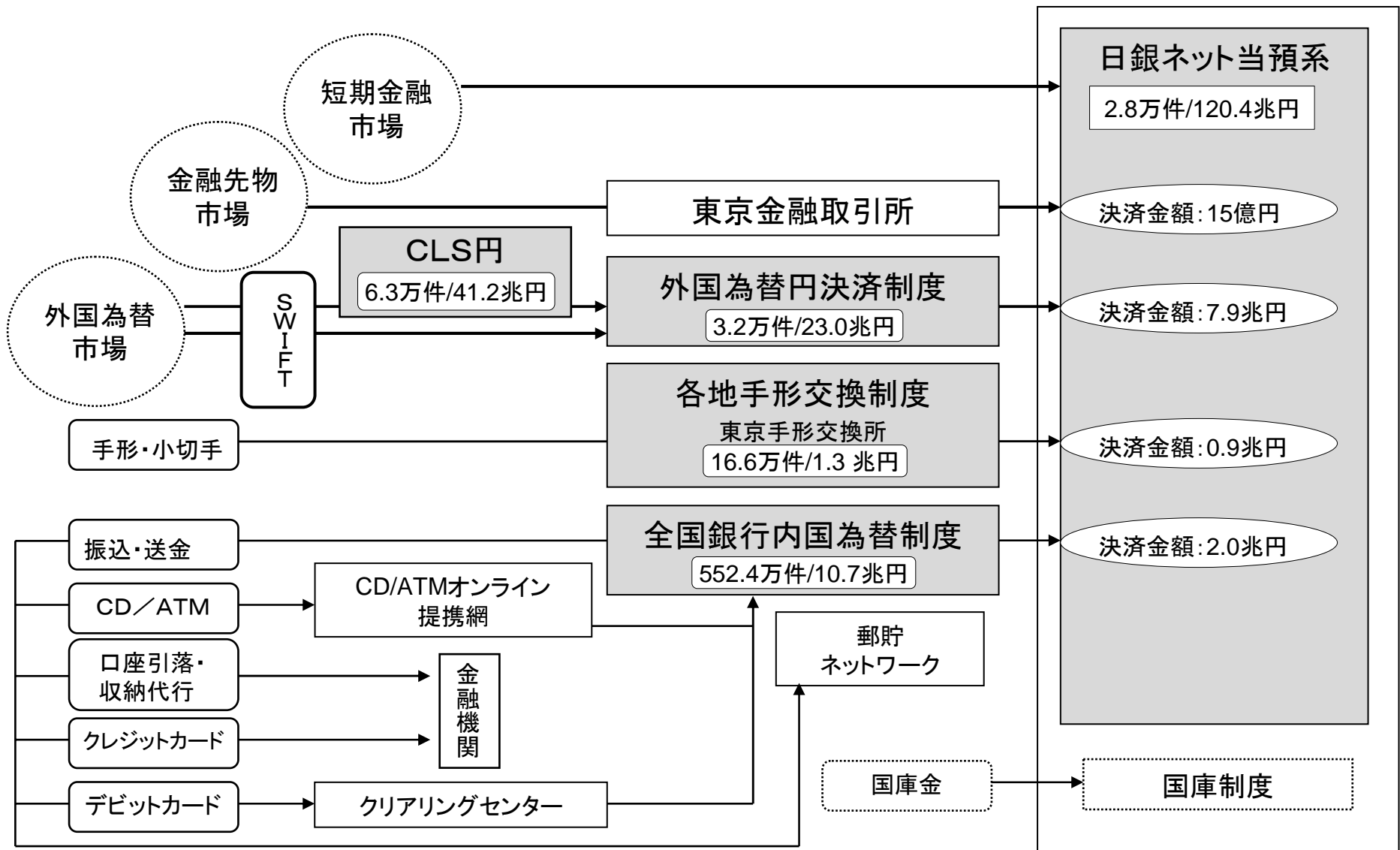
(注) STP(Straight Through Processing) : 注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

##### (3) リテール決済

情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進め、平成20年春頃より金融審議会での審議を開始する。

(以下略)

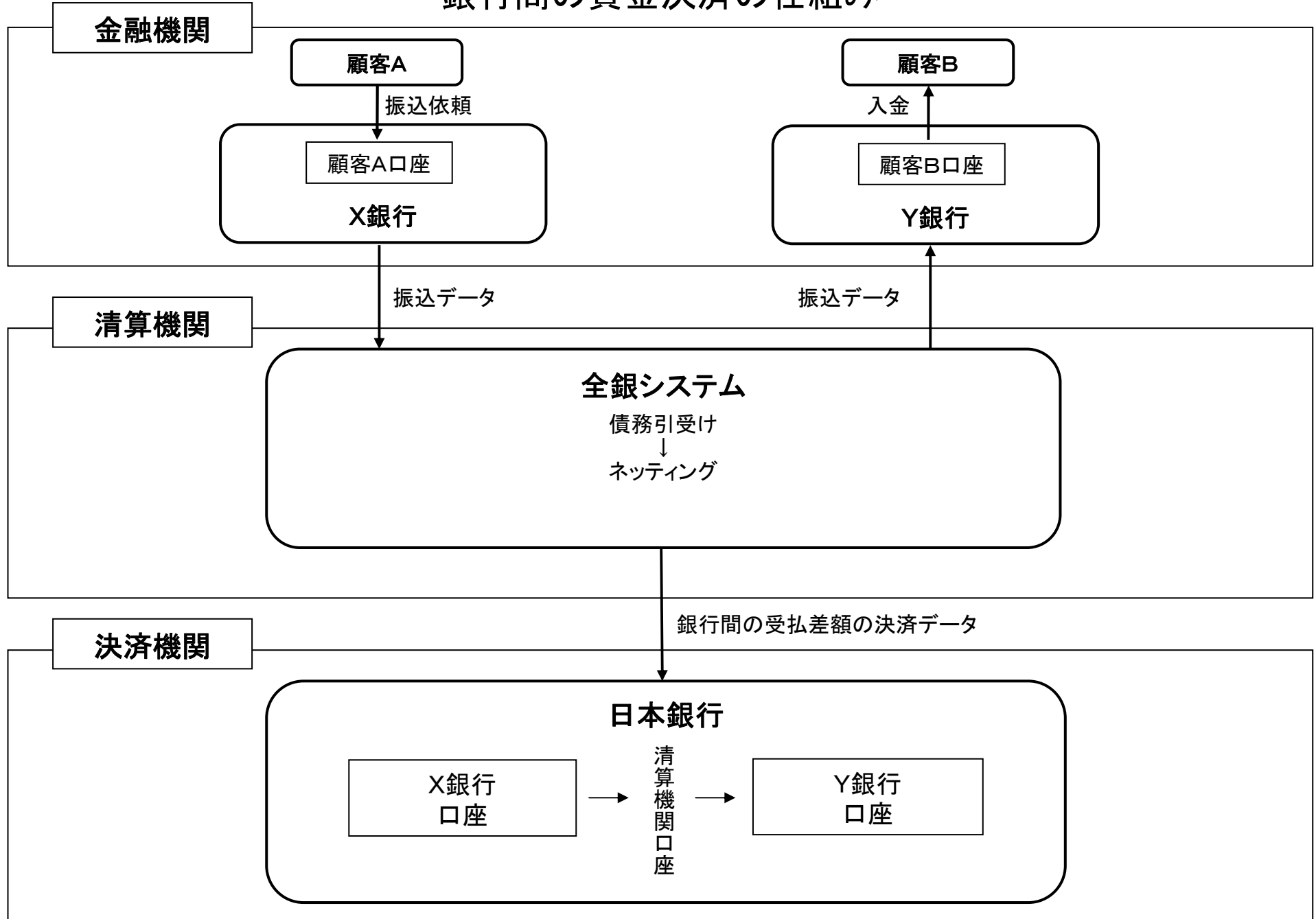
# 資金決済システムの概観



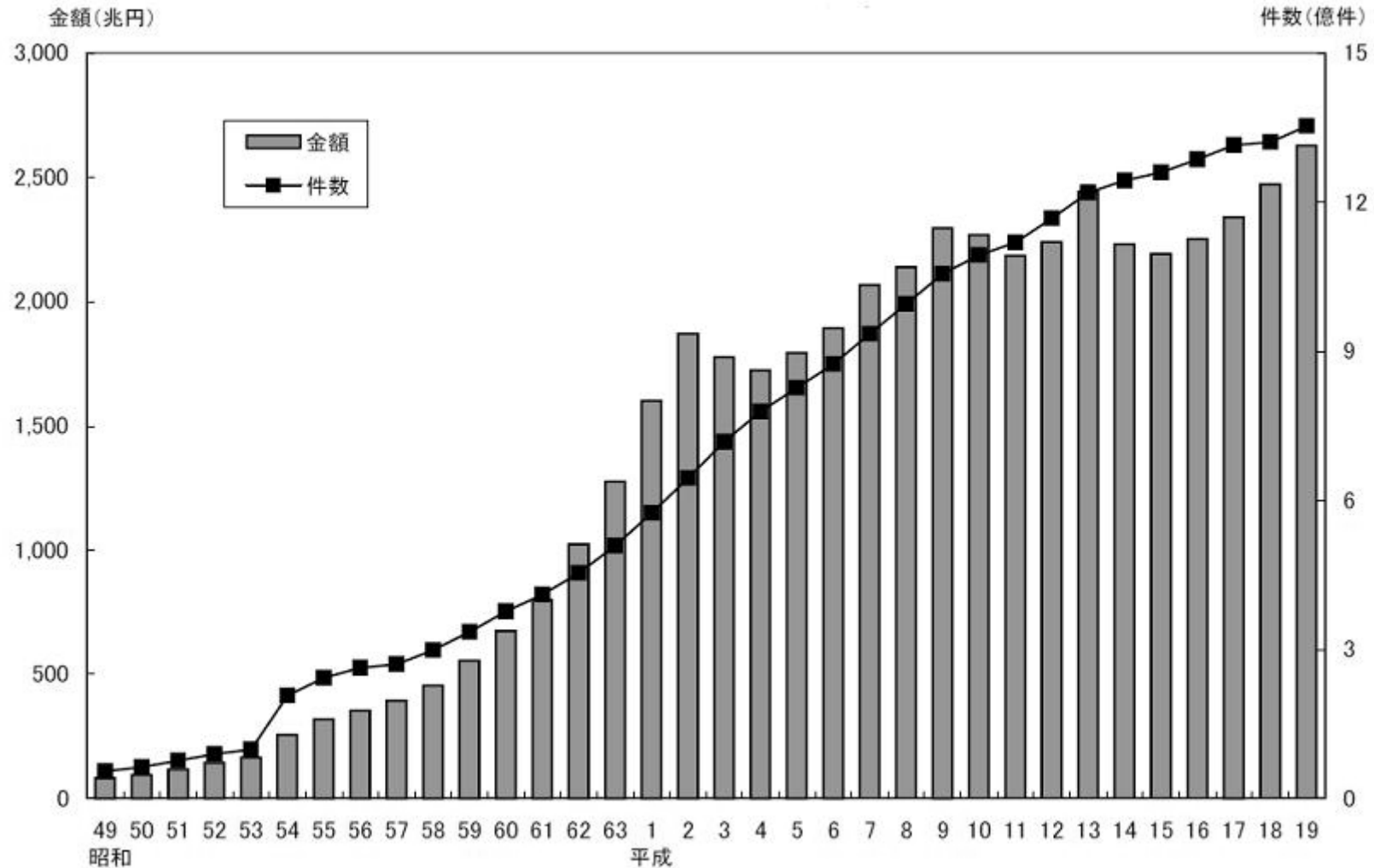
(注) 計数は、2007年中の1営業日平均。

出所：日本銀行「決済システムレポート2007-2008」

# 銀行間の資金決済の仕組み



## 全国銀行内国為替制度(全銀システム)の取扱高の推移



(注)取扱金額・件数は年間の他行為替取扱高

出所:全国銀行協会「決済統計年報」

## 銀行間の資金決済を巡る主な動き

1973年4月	東京銀行協会(以下、「東銀協」)、全国銀行内国為替制度(以下、「内為制度」)の開始、全国銀行データ通信システム(以下、「全銀システム」)稼働
1974年4月	内為制度、決済期間短縮(T+2決済→T+1決済)
1979年2月	第2次全銀システム稼働
1980年10月	東銀協、外国為替円決済制度(以下、「外為円決済制度」)の開始
1987年11月	第3次全銀システム稼働
1988年10月	日本銀行金融ネットワークシステム(以下、「日銀ネット」)(当預系)の対外オンライン接続開始
1989年3月	日銀ネット(外為円決済関係事務)稼働
1990年2月	東銀協、全国キャッシュサービス(MICS)稼働
1990年7月	内為制度、仕向超過限度額管理の本格実施
1993年3月	内為制度、同日決済化(T+1決済→T+0決済) 日銀ネット(当預系)の稼働時間延長(終了時刻:午後3時→午後5時)
1994年11月	外為市場売買の円資金決済を手形交換から外為円決済制度に一元化
1995年11月	第4次全銀システム稼働
1998年12月	外為円決済制度、間接参加制度の導入、リスク管理策に関する制度改正(ネット受取限度額および仕向超過限度額の導入、損失分担ルールの見直し、担保スキームおよび流動性供給スキームの構築等)
2001年1月	日本銀行、当座預金決済および国債決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:即時グロス決済)化 新内国為替制度の発足
2002年5月	内為制度、仕向超過限度額に上限を設定 日銀ネット(当預系)のオンライン入力締切時刻の延長(終了時刻:午後5時→午後7時)
2002年9月	CLS本格開業
2002年12月	改正預金保険法成立(2003年4月施行)(決済債務および決済用預金の全額保護)
2003年4月	内為制度、「ランファルシー・プラス」基準達成
2003年11月	第5次全銀システム稼働
2004年3月	外為円決済制度、「ランファルシー・プラス」基準達成
2008年10月	日本銀行、次世代RTGS第一期対応(流動性節約機能の導入および外為円決済の完全RTGS化)の実施



## 銀行間の資金決済の安全性・効率性向上に向けた取組み

### 新内国為替制度（平成13年1月導入）

- 全銀システムのセントラル・カウンターパーティを日本銀行から社団法人東京銀行協会に変更。
- 万一、全銀システムの加盟行が決済不能となった場合には、デフォルターズ・ペイ（破綻行支払）の原則等に基づき、社団法人東京銀行協会が不払行の担保を見合いに、流動性供給銀行から資金の提供を受け、当日の決済を完了する仕組みを構築（流動性供給銀行への返済は、不払行の担保処分等により回収した資金で賄う）。
- 他の加盟行から受ける債務保証を担保に代替できる制度を導入。

### 次世代RTGS 構想の実現に向けた取組み

#### <第1期:平成20年10月>

- 外為円取引（従来、外為円決済制度で集中決済）を日銀当預RTGS 決済の対象化。
- 日銀当預RTGS 決済に流動性節約機能を導入。

#### <第2期:平成23年予定>

- 大口（1件1億円以上を目途）の内為取引（従来、全銀システムで集中決済）を日銀当預RTGS 決済の対象化。

## 「決済に関する論点の中間的な整理について（座長メモ）」（平成19年12月18日決済に関する研究会）（抜粋）

### (1) 国際化・標準化

これまで国内銀行のニーズに即した独自の通信プロトコルや通信メッセージ・フォーマットの開発等、いわば国内標準化に重きが置かれてきた。しかし、近年、金融・資本市場の国際化が一段と進む中で、海外も含めた幅広い市場参加者が資金決済システムに円滑にアクセスできるよう、汎用性・柔軟性の高い、国際標準化された通信プロトコル、通信メッセージ・フォーマットを採用しておくことは、わが国の資金決済システムの戦略的強化を図る上で重要な要素となりつつある。これまでの国内標準に加えこうした国際標準を採用することは、新たな金融商品・サービスへの対応や証券決済との連携を図る上でも資すると考えられる。

また、近年の情報通信技術の著しい発達に伴い、高い安全性が求められる資金決済システムにおいても、システム開発の効率化の観点から、インターネットを中心とする新しい要素技術を活用する素地が整いつつある。わが国でも、多様な市場参加者による円滑なアクセスを可能にするとともに、情報システムのオープン化の流れに即した形で資金決済システムの効率化を図っていくためには、安全性を確保しながら、目的に応じ、インターネット標準技術（TCP/IP 等）や国際標準（ISO 20022 等）の積極的活用を検討していくことが考えられる。

### (2) 顧客ニーズへの対応

海外の資金決済システムでは、企業における財務管理の高度化等の取組みに対応するため、サービスの高度化が図られている。わが国でも、こうした企業の取組みに対応するため、資金決済システムのネットワークを活かして、より付加価値の高いサービスを必要に応じて提供できるようにする余地がないかについて、実態を踏まえ検討していくことが望ましい。

このほか、例えば、インターネット・バンキングの普及やCD/ATMの稼働時間の延長といった動きが進む中で、現行の資金決済システムの稼働時間帯を拡張する必要はないか、顧客の入金確認の早期化など付加的なサービスの検討の必要はないかなど、顧客ニーズを踏まえた検討が期待される。

なお、全銀システムについては、これまで概ね8年毎に更新が行われており、現在は平成23年に稼働期間満了を迎える現行システムに代わる次期システム（第6次全銀システム）の開発のための検討が進められている。同システムの開発に当たっては、基本機能の安定的かつ安価な提供に加え、前述したような、国際標準化や顧客ニーズへの対応に向けた取組みが強く求められる。同時に、今後は、システムの部分改修等の手法の活用やシステム開発サイクルの短縮化に努力することが期待される。

**TCP/IP**：インターネットで標準的に使われる通信プロトコルをいう。UNIXにおいて標準プロトコルとされたことから普及し、コンピュータ・ネットワークのプロトコルとして世界中で幅広く採用されている。

**ISO20022**：各国の金融業界が参加する国際標準化機構・金融専門委員会（ISO/TC68）で策定された、金融業務で利用される通信メッセージ・フォーマットに関する国際規格をいう。フォーマットを汎用性・拡張性に優れ、多言語対応が可能なXMLベースとするなど、新しい要素技術を取り入れながら、ユーザーに通信メッセージを利用しやすくするための様々な改善が図られている。

# 銀行間の資金決済の運営主体

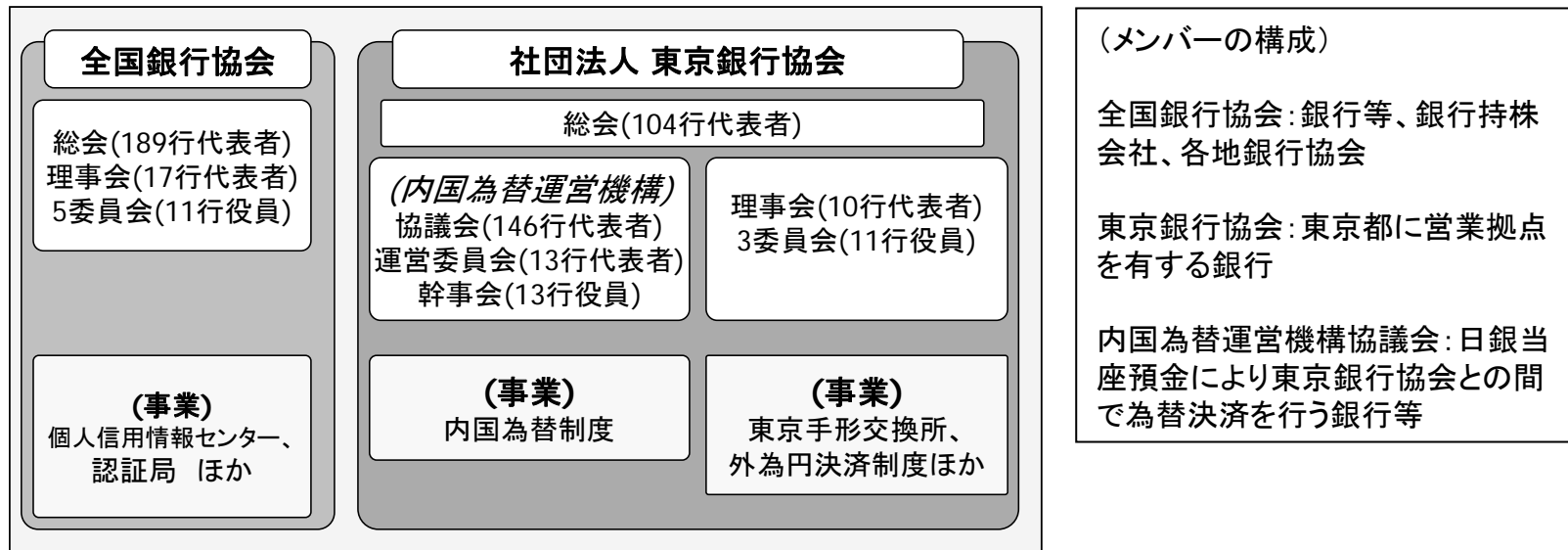
社団法人東京銀行協会(金融庁所管の特例民法法人<従来の公益法人に相当>)

住所:東京都千代田区丸の内1-3-1

設立:昭和20年9月25日

代表者名:(会長)杉山清次

主な目的・事業:金融並びに経済に関する調査研究、銀行営業及び業務一般に関する社員・関係機関との連絡、手形交換所の設置・運営、相談所の設置、信用情報関係業務等



出所:全国銀行協会

## 諸外国における銀行間の資金決済の運営主体

国・地域	システム	運営主体	組織形態
米国	CHIPS (Clearing House Interbank Payments System)	The Clearing House Payments Company L.L.C.	合同会社 (limited liability company)
欧州	EURO1	ABE Clearing S.A.S. (EBA CLEARING)	簡易株式会社 (société par actions simplifiée)
英国	CHAPS-Sterling	CHAPS Clearing Company Limited	有限責任会社 (limited company)
カナダ	LVTS (Large Value Transfer System)	Canadian Payments Association	非営利法人
日本	全銀システム (全国銀行データ通信システム)	社団法人東京銀行協会	非営利法人 (特例民法法人)

# 諸外国における銀行間の資金決済の運営主体等に関する法整備の事例

## カナダ

### 清算決済法 (Payment Clearing and Settlement Act) <1996年>

- ・ システミック・リスクが顕在化する清算・決済システム (clearing and settlement systems) の指定、当該清算・決済システムに対する情報徴求 (information requirements)、強制力ある指令 (directive) の発出等の権限を中央銀行に付与。
- ・ 倒産手続開始時における金融機関間の清算の法的有効性の確保。

### カナダ支払法 (Canadian Payments Act) <2001年>

- ・ 全国規模等と認められる支払システム (payment systems) の指定、当該支払システムに対する情報徴求 (information requirements)、強制力ある指令 (directive) の発出等の権限を財務省に付与。
- ・ LVTS (Large Value Transfer System) の運営主体であるカナダ支払協会 (Canadian Payments Association) に対しても、同様の権限を財務省に付与。

## フランス

### 通貨金融法典 (Code monétaire et financier) <下記に係る規定は2001年>

- ・ 欧州中央銀行制度の任務の枠内で、資金決済システムの円滑な運行と安全性をオーバーサイト (veiller) する権限を中央銀行に付与。
- ・ 倒産手続開始時における金融機関間の清算・決済の法的有効性の確保 (経済担当大臣が適用対象とする決済システムを欧州委員会に通知)。

# システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル

## G10 中央銀行「支払・決済システム委員会」報告書（2001年1月）

- I. システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。
  - II. システムの規則と手続は、参加者が当該システムへの参加による金融リスクを明確に認識できるものとなっているべきである。
  - III. システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与えるものでなければならない。
  - IV.\* システムは、決済日にファイナルな決済を迅速に提供すべきである。ファイナルな決済は、日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までには提供されるべきである。
  - V.\* マルチラテラル・ネッティングが行われるシステムでは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。
  - VI. 決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほとんどないか、または全くないものであるべきである。
  - VII. システムは、高度のセキュリティと運行上の信頼性を備え、かつ日々の事務処理をタイムリーに完了させるための緊急時の対応策を用意すべきである。
  - VIII. システムは、利用者にとって実用的であり、経済全体にとって効率的な決済手段を提供すべきである。
  - IX. システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。
  - X. システムの組織運営の取極めは、効果的かつ対外的に説明可能であり、透明なものとなっているべきである。
- \* システムは、原則IV・Vに含まれる最低基準を上回るように努力すべきである。

# 現代化された金融規制構造のためのブループリント

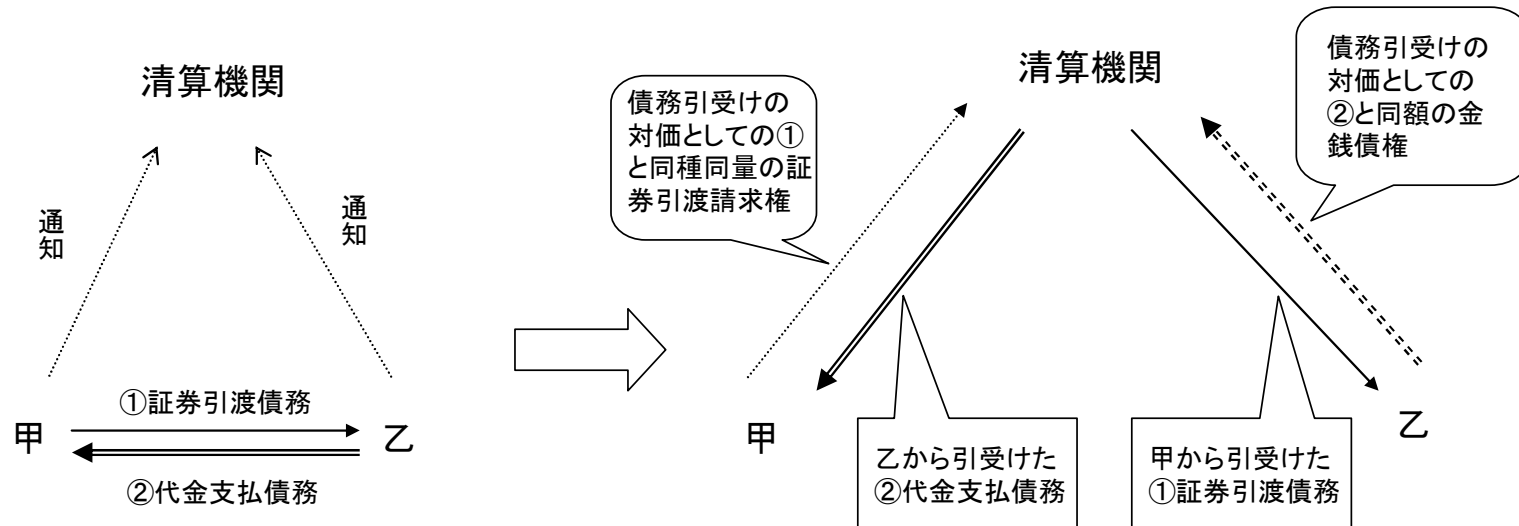
米国財務省(2008年3月)

## V. 中期の勧告 決済システム

(要約)

- 決済システムに関する連邦免許を創設する。
- 連邦免許の対象となる決済システムは、米国の金融システムおよび経済にシステムミックな重要性を有する決済システムに限る。
- 連邦準備制度は、システムミックに重要と判断した決済システムに対し、免許を付与し、規制し、監督を行う。
- 連邦準備制度は、このようなシステムを指定する広範な裁量と権限を有する。
- 連邦準備制度は、主導的な権限を付与されるとともに、必要に応じて連邦や州の関係機関と調整を行う責務も負う。連邦準備制度を連邦免許の付与された決済システムの第一義的な規制機関とするが、システムの性格によっては、その他の連邦機関が重要な役割を有することもあり得る（例えば、証券取引委員会など）。
- 連邦準備制度は、システムミックに重要な決済システムの安全性と効率性の確保を目的とした規制基準を策定する権限を有する。
- 連邦準備制度は、主導的な規制機関として、システムミックに重要な決済システムに対し立入調査を実施し、報告を受ける権限を有する。また、連邦準備制度は、例えば、業務停止命令や罰金等を通じて、こうしたシステムに対し、関連法、規則、基準の遵守を義務付ける権限を有する。

# 金融商品取引清算機関制度



- 金融商品債務引受業（金融商品取引業者等を相手方として、当該金融商品取引業者等が行う有価証券の売買、デリバティブ取引等に基づく債務の引受けを業として行うこと）の免許制
- 免許を受けた者（金融商品取引清算機関）に対する兼業規制、定款・業務方法書の認可、検査・監督（報告徴取、立入検査、業務改善命令等）等
- 金融商品債務引受業の履行確保措置（金融商品債務引受業の適切な遂行を確保するための措置、清算機関が行う決済方法の倒産法制上の効力に関する規定等）